

南海トラフ地震防災対策計画を提出してください。

南海トラフ地震防災対策計画とは？

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた計画のこと。



広島県防災キャラクター「タスケ三兄弟」

計画概要

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が、平成25年12月27日に施行されました。
- この法律に基づき、平成26年3月28日に、広島県では、17市町が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という）に指定されました。
- 推進地域に指定された地域では、国・地方公共団体・関係事業者・地域住民等が、それぞれの立場から地震防災対策を推進することが求められます。
- 特に、広島県津波浸水想定図における**浸水深30cm以上**の区域内で、病院、百貨店等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業等を管理・運営する者は、**あらかじめ津波からの円滑な避難の確保に関する事項などを定めた南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という）を作成し、すみやかに県知事等に提出する義務があります。**
- なお、既に東南海・南海地震防災対策計画を提出している場合でも、計画内容が変わる場合は、再提出の必要があります。

提出方法などはウラ面をご覧ください。

【対策計画全般に関すること】

広島県危機管理監危機管理課 ☎082-513-2784 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

【対策計画の特例（消防法関係）に関すること：お近くの消防局・消防本部】

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ■広島市消防局 ☎082-546-3476 | ■呉市消防局 ☎0823-26-0315 |
| ■三原市消防本部 ☎0848-62-2101 | ■尾道市消防局 ☎0848-55-9122 |
| ■大竹市消防本部 ☎0827-54-0119 | ■福山地区消防組合消防局 ☎084-928-1193 |
| ■東広島市消防局 ☎082-422-5648 | ■廿日市市消防本部 ☎0829-32-8111 |
| ■江田島市消防本部 ☎0823-40-0119 | ■府中町消防本部 ☎082-286-3119 |

お問い合わせ先一覧

詳しくは広島県ホームページより▶ [南海トラフ地震防災対策計画](#) [検索](#) をご覧ください。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

1 対策計画を作成すべき区域

広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	東広島市
大竹市	廿日市市	江田島市	府中町	海田町	坂町	大崎上島町

の浸水深30cm以上の区域

2 対策計画を作成すべき者

病院、劇場、百貨店、旅館	…その他不特定多数の者が出入りする施設
石油類、火薬類、高圧ガス	…その他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
鉄道事業	…その他一般旅客運送に関する事業
地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業	…学校、社会福祉施設、道路、水道、電気、ガス、通信、放送など

3 提出方法

4の提出先まで対策計画を郵送または直接お持ちください。

4 提出先等

- ▶ 県知事または、市町消防等（6の対策計画の特例に該当する場合）に提出ください。
- ▶ 併せて、写しを市町長（当該事業所の所在する市町）に提出ください。
※図面その他必要な書類の添付が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

5 対策計画に定めるべき事項

- ▶ **津波からの円滑な避難の確保に関する事項**
津波に関する情報伝達方法、避難場所、避難経路、その他必要な対策、応急対策の実施要員の確保、その他業種別に定めるべき事項。
 - ▶ **時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項**
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置等
 - ▶ **南海トラフ地震に係る防災訓練**
年1回以上の訓練の実施、実施内容、方法等
 - ▶ **南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育・広報に関する事項**
職員に対する教育の実施、実施内容、方法等
- なお、上記の内容は、県・市町の定める推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはなりません。

6 特例

次の計画又は規程などにおいて、「津波からの円滑な避難の確保に関する事項」等について定めた場合は、対策計画とみなすことができます。この場合は、計画又は規程などの変更届を提出してください。

消防法：「消防計画」、「予防規程」	火薬類取締法：「危害予防規程」	高圧ガス保安法：「危害予防規程」
ガス事業法：「保安規程」	電気事業法：「保安規程」	石油コンビナート等災害防止法：「防災規程」 など

7 その他

施設の拡大、事業内容の変更などにより、対策計画を変更する必要性が生じたときは、遅延なく対策計画を変更し、提出する必要があります。